

さっ ぽろ し
札幌市

しょう しゃ せいさくていげん
障がい者による政策提言サポーター

へいせい ねん ど ていげん しょ
平成16年度提言書

しょう さっぽろしみん しゃかいさんか すす
『障がいのある札幌市民の社会参加を進めるために』

へいせい ねん ねん がつ にち
平成16年(2004年)9月22日

せいさくていげん 政策提言にあたって

ちきゅうき ぼ かくたい さんぎょうこうぞう へんか せいさんきよてん いどう こくないさんぎょう こうどうか
地球規模で拡大する産業構造の変化により、生産拠点の移動など国内産業の空洞化が
かそく ちいき ひと しゅうろうかんきょう しゅうろうけいたい おお へんよう お しゃかい
加速し、地域の人たちの就労環境や就労形態にも大きな変容が起きている。このような社会
かんきょう しょう しゃ と ちいきかんきょう おお へんか こくない さっぽろし
環境のもと、障がい者を取りまく地域環境も大きな変化がおしよせ、国内はもとより、札幌市に
おいてもじんこうどうたいめん 未 ぞう しょうし こうれいしゃかい むか ふくしぎょうせい なか
おいても人口動態面では未曾有の少子・高齢社会を迎えており、福祉行政の中でも、とりわけ
しょう しゃふくし かた じりつ きょうせい さけ なか かくかぞくか かそく しえんたいせい
障がい者福祉のあり方は、自立・共生が叫ばれる中、核家族化の加速など、支援体制のあり
かた おお かだい ちよくめん
方についても大きな課題に直面している。

さっぽろし しゃかいかんきょう へんか かんが へいせい ねん ねん しみん しゅたい
札幌市は、このような社会環境の変化に鑑み、平成15年(2003年)に市民が主体となる
まち げんき ていしょう じゅうらい どうじしゃ してん けつじょ してき
街づくり「さっぽろ元気ビジョン」を提唱、従来はともすれば当事者の視点が欠如していると指摘
しょう しゃふくし もんだい しょう しゃ ちよくせつどうじしゃ いけん き ぎょうせい はんえい
されていた障がい者福祉の問題を、障がい者が直接当事者から意見を聞き行政に反映させ
もくてき せいさくていげん せいど ほっそく
ることを目的に、政策提言サポーター制度を発足させた。

うえださっぽろしちょう いしょく う わたし かぎ きかん なか せいしんせい い しょう
上田札幌市長より委嘱を受けた私たちサポーターは、限られた期間の中で誠心誠意、障が
しゃ こえ みみ かたむ ほんじつ かいめ せいさくていげんしよていしゅつ いた
い者の声に耳を傾け、本日1回目の政策提言書提出に至った。

さ へいせい ねん ねん がつ さっぽろし にほんはつかいさい だい かいディーピーアイせいかいかいぎ
去る平成14年(2002年)10月、札幌市では、日本初開催となる「第6回 D P I 世界会議
さっぽろたいかい かいさい おお しみん きぎょう ぎょうせい きょうりょく か こさいこう くに ちいき
札幌大会」が開催され、多くの市民、企業、行政の協力のもとに過去最高の110の国と地域
めい さんか たいかい たいかい しょう しゃ おんけいてきふくし してん
から、3,113名が参加する大会となった。この大会では障がい者を恩恵的福祉の視点でとらえ
ひとり にんげん ほんげん にんげん じんげん してん さまざま
るのではなく、一人の人間として尊厳ある人間としてとらえるという「人権」の視点から様々な
ぎろん
議論がなされた。

ぎろん みちび だ しょう しゃ もんだい しょう しゃじしん
その議論から導き出されたのは、障がい者のかかえる問題は障がい者自身にあるのではな
かんきょう つく かんきょう か うえ しょう しゃ けんりようご
く、環境によって作られているものであり、その環境を変える上で「障がい者の権利擁護システ
ム」は重要であり、さらに「施設ではなく、地域で生活できるように様々な社会基盤の整備」などを

つう だれ だれ とも 暮らせる 環境整備を進めることが急務ということであった。

また、国が平成15年(2003年)から始めた障がい者の基本計画の概要で、4つの横断的視点とした『①社会のバリアフリー化、②利用者本位の支援、③障がい者の特性をふまえた政策の転換、④総合的かつ効果的な施策の推進』等々について、札幌市においては以前から指摘されながら「縦割り行政の弊害」が改善されないことにより、当事者不在の障がい者福祉が続けられており、人や資金、物や制度等の多様な社会資源を有効活用することによる自活、自立を促進する取り組みが緊要に求められている。

社会構造の変化にともない、障がい者がかかえる課題も多様化しているが、障がいの有無にかかわらず公平で平等な社会をめざす「ノーマライゼーション」実現のために、本提言が札幌市の障がい者福祉行政に反映されるよう望むとともに、さらには第6回DPI世界会議札幌大会や現在国連でもとりあげられている障がい者の人権保障の議論なども注視しながら、札幌市においても「障がい者差別禁止条例」や「脱施設宣言」を検討することが必要と考える。

いじょう
以上

へいせい ねん ねん がつ にち
平成16年(2004年)9月22日

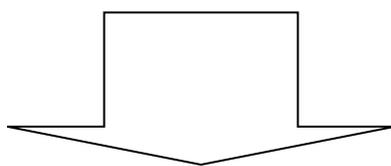
さっぽろししょう しゃ せいさくていげん いちどう
札幌市障がい者による政策提言サポーター一団

I. 公平で公正な社会を築くために

1. 札幌市の現状と課題

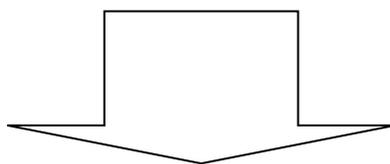
しょうがいのある札幌市民は、

しょうがいがあることによって生活するうえで様々な制約を受けている

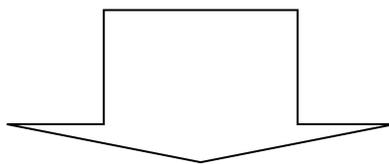


しょうがい者がかかえる様々な問題は、

特別な人の特別な問題ではない



しょうがいがあっても安心して暮らせる札幌でなければならない



公平で公正な札幌(社会)をつくる = だれにとってもやさしいまち

2. 解決に向けての提言

1) 障がい者市民の考え方に耳を傾けることが前提

・各種委員会等において障がい者の参加を進めて、意見を反映させる。

・市役所職員の意識改革 ⇒ サービス提供者として

2) サービスの不公平をなくす

・担当窓口によるサービスの不公平をなくす。

・障がい等級、種別によるサービスの不公平をなくすとともに、ニーズに即したサービスを提供すべき。

・サービス情報の入手格差により、不公平が生じないようにすべき。

3) 福祉のまちづくり条例の充実

・より一層実効性を持つものにしていく。

4) 障がいのある札幌市民の人権を守る

・障がい者の人権を守る仕組みが必要。

⇒ 差別をなくし、権利を守る ⇒ 権利擁護システムの構築

3. 将来的な目標

さっぽろししょう しやさべつきんしじょうれい かしょう せいてい
札幌市障がい者差別禁止条例(仮称)の制定

エヌピーオーほうじん けんりようごきかん そうせつ
NPO法人などによる権利擁護機関の創設

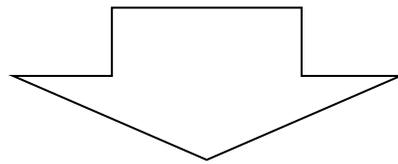
II. 障がいについての理解と啓蒙・啓発

1. 札幌市の現状と課題

- ・残念ながら障がい者に対する根強い差別や偏見がまだある。
- ・多くの障がい者は、住居を確保する上でも、就労する上でも差別や偏見にさらされている。
- ・H I V (免疫機能障がい)に対する誤った認識も多く、強い差別や偏見にさらされている。
- ・また、高次脳機能障がい、性同一性障がい等、現状の障がい者枠では規定されていない人たちに対しても同様である。

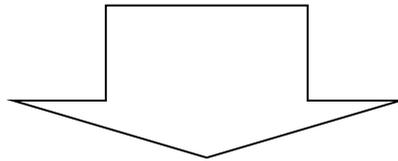
きょういく ちいきしゃかい なか しょう しゃりかい たい はたら すく
教育や地域社会の中で障がい者理解に対する働きかけが少ない

さまざま しょう ひと りかい
様々な障がいのある人がいることが理解されていない



しょう しゃ もんだい じぶん かんけい
障がい者の問題は、自分たちと関係ない

わ かか
よく分からないので、関わりたくない



むち う さべつ へんけん
無知から生まれる差別・偏見

2. 解決に向けての提言・理解と啓蒙・啓発を進めるために

1) 障がい者に対する根強い差別や偏見をなくすために

① 広く市民に向けて

各区で障がい当事者と町内会役員、民生委員や福祉活動をはじめ、商店街や観光協会などの人を交えた交流会、懇談会の開催。



障がい者政策提言サポーター
懇談会の各区での開催

② 児童・生徒に向けて

教育の中で様々な障がい者福祉についての理解を進めるための取り組みを行う。



福祉協力指定校に、より積極的な役割を担ってもらう

障がいのある人を積極的に講師として活用する

③ 企業に向けて

理解を通じて、就労へもつなげるために



様々な場面を通じて障がい者雇用を進めるように関係機関や企業に働きかける
札幌市も率先して障がいのある人を職員として雇用する

Ⅲ. 障がい者の社会参加に向けて

1. 札幌市の現状と課題

・1981年の国際障害者年以降、社会的な基盤の整備が少しずつ整備されてきたが、まだ

まだ障がいのある人たちが積極的に社会参加できる環境にはない。

・高齢社会にともなって、札幌市の「まちづくり」と「人づくり」が問われている。

・ハード、ソフトの広範囲な基盤整備が必要である。

・2002年に行なわれた第6回DPI世界会議札幌大会は、障がい者の社会参加と

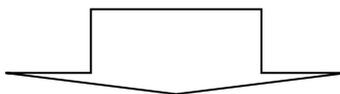
人権、また広くまちづくりを考える大きな契機になった。

2. 解決に向けての提言

札幌に住む障がい者が真の市民となるために

札幌市民として生活する上で

基本的なサービスの充実と享受



・医療助成制度の充実

・住居の充実

・就労や福祉的就労の充実

・バリアフリーとユニバーサル

・生活の質の向上をめざして

そのために



あんしん いりよう う
○安心して医療を受けるために

じゅうどしんしんしょう しゃいりようひよせいせいど みなお さい しえん せいしんしょう しゃ てきよう
・重度心身障がい者医療費助成制度の見直しに際しての支援と精神障がい者への適用も

けんとう ひつよう
検討することが必要。

じゅうきよ じゅうじつ
○住居の充実をはかる

みんかんじゅうたく か うえ こうてきほしょうにんせいど そうせつ
・民間住宅を借りる上での公的保証人制度の創設。

しえいじゅうたく しょう しゃわく ぞうせつ
・市営住宅の障がい者枠の増設。

しんせつ たい しえん しえいじゅうたく せつきよくてき てんよう
・新設のグループホームに対する支援と、市営住宅のグループホームへの積極的な転用。

しゅうろう そくしん
○就労の促進

いっばんきぎょう はたら しょう しゃ きぎょう りよう きそんせいど しゅうち はか
・一般企業への働きかけ = 障がい者や企業が利用できる既存制度の周知を図る。

あら しゅうろうけいたい ていあん しょう しゃ
新たな就労形態の提案 = 障がい者ワークシェアリング

ふくしてきしゅうろう ば じゅうじつ
・福祉的就労の場の充実

けいざいてききばん よわ しょうきぼさぎょうじよ しえん ひつよう
経済的基盤が弱い小規模作業所への支援が必要。

しょう しゃ せいしん ちてき しゅうろう とく
・障がい者(精神・知的)がホームヘルパーとして就労できるように取り組む。

してん た か すす
○ユニバーサルの視点に立ち、バリアフリー化も進める

だれ つか きほん たいおう
・誰もが使いやすいユニバーサルデザインは基本であるが、それだけで対応できないバリア

ひつよう れい かんこう ちようきより つき
フリーも必要である。(例:観光バス、長距離バスのリフト付バス)

だれ つか こうきょうこうつう いっそう じゅうじつ ひつよう
・誰もが使いやすい「まち」、「公共交通」にするため、より一層の充実が必要。

⇒ユーザー(障がい者)からの声を反映させるべき。

しょう しゃふくし かんれん いいんかい たんとうぶきよく れんけい きょうか
・障がい者福祉に関連する委員会、担当部局との連携を強化し、トータルなまちづくりに。

せいかつ しつ こうじょう
○生活の質の向上をめざして

しえんひせいど じゅうじつ
・支援費制度の充実

さっぽろししゅわつうやく ようやくひつきはけんせいど じゅうじつ
・札幌市手話通訳、要約筆記派遣制度の充実。

かぞく しえん
・家族への支援(レスパイトサービス)

こ れ ま で の 経 過

1. 懇談会の開催状況

※会場は、札幌市社会福祉総合センター4階大研修室

- 第1回懇談会 テーマ「障がいのある方の地域生活を充実するために」
～障がい者による政策提言サポーター制度について～ / 平成16年2月26日(木)午前10時～正午
- 第2回懇談会 テーマ「教育問題・バリアフリーについて」 / 平成16年4月27日(火)午後2時～4時
- 第3回懇談会 テーマ「就労問題・支援費制度について」 / 平成16年6月29日(火)午後2時～4時
- 第4回懇談会 (提言書提出にあたっての意見交換) / 平成16年8月30日(月)午後6時～8時

2. 意見聴取の開催状況(各回サポーターが3～4名参加)

※会場は、市役所3階南東会議室

- 第1回 平成16年3月24日(水)午後2時～4時
- 第2回 平成16年4月28日(水)午後2時～4時
- 第3回 平成16年5月26日(水)午後2時～4時
- 第4回 平成16年6月23日(水)午後2時～4時
- 第5回 平成16年7月28日(水)午後2時～4時

3. 提言書作成ワーキングチーム会議

- 第1回 平成16年6月29日(火)午後4時～5時 / 札幌市社会福祉総合センター
- 第2回 平成16年7月16日(金)午後1時～3時 / ウエスト19
- 第3回 平成16年7月30日(金)午後1時30分～3時 / 札幌市社会福祉総合センター

4. その他

- 研修会 テーマ「就労問題と支援費制度について」
平成16年6月18日(金)午前10時30分～午後12時30分 / 市役所南東会議室

○事務打合せ会議

- ・第1回 平成15年12月19日(金)午後2時30分～5時 / 市役所市長会議室
- ・第2回 平成16年3月5日(金)午後2時～4時 / 市役所南東会議室
- ・第3回 平成16年5月10日(月)午前10時～正午 / 市役所南東会議室
- ・第4回 平成16年9月10日(金)午後2時～4時 / 市役所12階1号会議室

- 中間報告 平成16年8月2日(月)午前11時～11時30分 / 市役所市長会議室

- 提言書提出 平成16年9月22日(水)午後3時30分～ / 市役所市長会議室

さつぼろ ししょう しゃ せいさくていげん めい ぼ
札幌市障がい者による政策提言サポーター 名簿

あさ	か	ひろ	ふみ	
浅	香	博	文	
おさない	み	ち	こ	
小山内	美	智	子	
か	がわ	さち	お	
○香	川	幸	夫	
かわ	にし		あきら	
河	西		明	
こ	ばやし	ま	ち	こ
小	林	真	智	子
さわ	ぐち	きょう	こ	
澤	口	京	子	
すず	き	あき	こ	
鈴	木	昭	子	
たか	しま	まさ	ひろ	
高	嶋	正	博	
たけ	だ		たもつ	
竹	田		保	
とみ	た	なお	ひと	
富	田	直	史	
ば	さき		みさお	
場	崎		操	
み	うら	まさ	はる	
三	浦	正	春	
わが	つま	たけし		
◎我	妻	武		

へいせい ねん がつ にち いしよく
(平成15年12月19日 委嘱)

ごじゅうおんじゅん
※五十音順

だいひょう ふくだいひょう
※◎代表、○副代表

さわぐちし へいせい ねん がつ にち おさないし だいいり しゅうにん
※澤口氏は、平成16年7月28日から小山内氏の代理として就任。

■ 市民から寄せられた具体的な提案(まとめ)

1. 啓蒙・啓発

1) 障がい者に対する根強い差別や偏見をなくすために

特に精神障がい者に対する取り組みについて必要である。

また、高次脳機能障がい、性同一性障がい等、現状の障がい者枠では規定されていない人たちに対しての理解を進める必要がある。

- ① 各区で障がい当事者と町内会役員、民生委員や福祉活動をしている人や地域商店街の人たちなどを交えた懇談会の開催。

参考例)「地域通貨」を使って、ボランティア・サービスを地域の中で相互に使い、交流している例もある。

② 交流できる場の設定

・楽しく、気軽に障がいのある人も、ない人も交流できる場が必要。

③ 啓蒙・啓発

・教育の中で精神保健福祉に対して取り組む必要がある。

・福祉協力指定校制度を有効に活用し、児童生徒に啓蒙・啓発する。

・マスコミに正しい障がい者像を伝える必要がある。

・就労先としての企業への啓蒙・啓発。

・地下鉄車両(優先席や携帯電話等)やエレベーター、駐車場などの使用について啓蒙・啓発を行う。

・在宅酸素療法で液化酸素を携帯する呼吸器障がい者にとって「歩行喫煙」は危険であることを啓蒙・啓発する。

⇒ 提案

世界禁煙デー(5/31)でのビラ配りや禁煙促進運動参加。

さらに、段階的に喫煙禁止区域・抑制区域を設け、歩行喫煙に関する罰則を決める(病院敷地内や小学校周辺など)。

・胎児検査は、障がいのある子の中絶させることにつながりかねないので、親に専門家から適切なアドバイスをしたり、具体的な障がい者の事例を紹介するなどの啓蒙・啓発が必要。

2. 札幌市役所改革

1) 議会や各部局との連携

- ① 福祉のまちづくりを行う上で、縦割りの弊害をなくし担当部局の連携を強化する。

- ② 障がい当事者の声を議員に聞いていただき、福祉政策に反映してもらおう。
- ③ 札幌市の障がい者施策の新規事業創設、見直し等にあたっては障がい者団体と事前協議し、協働作業で札幌市の障がい者施策向上及びノーマライゼーション社会の構築を進める。

2) 市役所職員の意識改革

- ① 市職員は、サービス提供者の視点に立ち、真摯に市民の声に耳を傾ける必要がある。特に窓口担当者の意識改革が必要。
- ② 市民のニーズに応えるために窓口職員の専門性が必要。
- ③ 制度やサービスに関する情報提供が必要。
- ④ 福祉行政を担当する職員が、障がい者の立場に立った対応や職員の質の向上を図り、障がいを持つ市民への対応を向上するために、職員自らが障がいの疑似体験をしたり、ボランティア休暇を活用して障がい者の生活のサポートを経験することを研修(必修)として実施する。

3) 市役所の取り組みについて

- ① 札幌市がこれまで行なってきた障がい者福祉に対する反省の上に立って、新たなビジョンを示す必要がある。
- ② 札幌市が民間企業のモデルとなるように積極的な障がい者の雇用促進と職場環境の整備。

3. 在宅福祉サービス

1) 精神障がい者の社会復帰のために

- ① 訪問看護、在宅精神障がい者ホームヘルパーの制度などの周知を図る。
- ② 社会復帰を進めるための医療と福祉の連携。
- ③ 社会的入院の解消を図る。
→厚生労働省が、平成16年9月2日に「改革ビジョン」を打ち出し、退院可能な患者7万人の解消をめざし、2006年度から本格的に取り組む。
- ④ 必要なとき(症状)に対応してもらえるホームヘルパー。
- ⑤ 薬物依存症者の自助グループによる支援は大きいので、評価が必要。

2) 入所施設の解体

現行の入所施設を解体し、在宅福祉へ向けた新たなサービスを展開する。

4. 福祉用具

1) 日常生活用具の助成について

① 聴覚障がい者に必要な光や振動などで感知できる装置の給付対象(等級的に)拡大。

② メガネの給付回数が増。

2) 地域にあった器具の開発。

地域にある研究者、事業者への開発費補助制度の創設。

5. 支援費制度

1) 制度の周知について

支援費サービスの拡充や変更について、迅速かつ広範囲に周知する。

2) 制度の運用について

① ホームヘルプサービスの時間決定において、制度移行時の格差(差別)を解消する。

② ガイドヘルプ

→18歳未満の子供にも支援費でガイドヘルパーを付けることが必要。

→就労、就学等でも使えるようにすべき。

→視覚障がい者に対する月最大60時間という制限の撤廃。

→施設入所者もガイドヘルパーが使えるような制度の整備。

→ヘルパーの資質向上も必要。→スキルアップ

③ ホームヘルパー

→身体介護と日常生活支援の組み合わせによる時間決定を行うこと。

→利用時間の上限設定を行わずに利用者のニーズに応えるべき。

包括払いは、上限設定につながるの、国に反対の意思表示が必要。

→現実に即し、お金の振込みも行なえるようにすべき。

→それぞれの障がいに対応する際の理解と知識を持つように研修等を行う必要がある。

→必要に応じた時間を決定するよう検討すべきである。

→入院中にもヘルパーが使えるように検討すべきである。

→訪問介護の利用回数を必要な時間と回数が受けられるようにすること。

④ その他

・支援費制度と介護保険制度の統合について議論されているが、多くの当事者団体が反対している。札幌市としても国に対して反対を表明すべきである。

・支援費の一般財源化は利用抑制につながるの、国に反対表明する必要がある。

・業者のサービス内容についての情報等の公開。

・デイサービスなど業者の受け入れ体制が不十分。業者を選ぼうにも選択肢がない。

→事業者等への働きかけも必要。

やくわり は ひと ひつよう
・ケアマネージャーの役割を果たす人が必要。

6. 医療支援・保健サービス

1) 重複障がいがあっても利用できるリハビリ施設が必要。

2) 医療費について

① 重度心身障がい者医療費助成制度の本年10月見直しに際して、札幌市の様々な支援策が必要。

・制度移行と札幌市の制度について分かりやすく周知を行う。

・更生医療など他制度の情報についても周知を図る。

・通院治療費以外にも経済的な負担が大きいので、何らかの助成制度が必要。

② 心身障がい者医療費助成に精神障がい者も加える。

※精神保健福祉法第32条は、精神障がい者の通院について医療費の軽減を図っているが、入院には適用されていない。

3) 緊急医療体制について

① 緊急時の医療とその直後の不安を解消するためにショートステイが必要。

② 緊急時に札幌圏ということで北広島市や石狩市に振り分けることのないようにすること。

4) その他

① 人工内耳の手術は、医療者、教育者、当事者団体などから、その利点や課題を含む多様な情報が提供される必要がある。

7. 経済支援

1) 生活保護制度について

① わずかな収入が、収入認定され保護費から引かれる、就労意欲につながらない。

② 介助に係る経費の自己負担分も考慮が必要。

2) 年金について

① 年金、生活保護費などの支給額が減額してきていることへの不安。

② 支給額の減額に伴ない社会参加の機会が減ることへの懸念。

③ 無年金障がい者に対する支援策を国に求める。

支援策は、現行の障害基礎年金受給者に比較して不利のない制度を国に求める必要がある。

3) 割引制度について

① 有料道路の割引は、本人または同一世帯者の所有する車に限られ、自分で運転

できない人は対象にならないが、社会参加を進める上で拡充が必要なので、国に働きかけていく。

- ② 医療費の自己負担が増えるので、交通費の助成増額が必要。

4) 補助金・助成金について

- ① 資金的に困っている障がい者団体への補助・助成金制度の創設。
制度の創設や具体的な運営にあたって、市民合意が得られる方法をとる。

8. 就労支援

1) 福祉工場について

- ① 精神障がい者を対象にした福祉工場が必要である。

・差別や偏見が強く、一般就労も難しい。

・小規模授産(作業所)施設に比べ、作業工賃が望める。

- ② その他の障がいにも合った福祉工場の必要性がある。

・意欲があっても一般就労が現状として難しい。

2) 一般企業への働きかけ

- ① 障がい者理解を呼びかける啓蒙。

- ② 特例子会社制度の周知。

- ③ ひとつの仕事を分け合う分業やワークシェアリング方式の提唱。

→雇用主と働き手の負担を軽減する。

→就労時間が短縮されるので、障がいによっては就労が可能になる者が出てくる。

- ④ ジョブコーチや視覚障がい者のワークアシスタント制度などの積極的活用について

周知と啓蒙を図る。

3) 障がい者職業センターについて

- ① 道内1か所では少ない。市内にいくつか設置が必要。

- ② 法定雇用率の強化を市で実施するとともに、国へも働きかける。

4) その他

・北海道障害者雇用促進協会の周知と充実に働きかける。

・札幌市は、障がい者雇用を積極的に進めている企業に対して優先発注等の奨励

施策を検討すること。

・障害者雇用促進法が定める法定雇用率を達成していない企業に対しては、札幌市が

おこなう競争入札への参加資格を制限することを検討する。

・札幌市は、障がい者雇用に有効な対応である別枠試験を定期的実施すること。

いどうしえん
9. 移動支援

ちかてつ
1) 地下鉄について

- ① ちかてつ かいさつぐち つうろ かいだん でい ぐち しゅうへん くら あぶ
地下鉄の改札口、通路、階段、出入り口の周辺が暗くて危ない。
→ じゃくし しかくしょう しゃ きげん
弱視などの視覚障がい者には危険。
- ② ほくだいふぞくびょういん しゅうへんえき きた じょう きた じょう
北大付属病院の周辺駅(北12条、北18条)にエレベーターとエスカレーターの
ゆうせんてき せつち ひつよう た みせつちえき せいび ひつよう
優先的な設置が必要。他の未設置駅についても整備が必要である。
- ③ ちかてつえきでいりぐち ゆうどう てんじ ひつよう
地下鉄駅出入口に誘導チャイムと点字ブロックが必要。
- ④ ちかてつ かいだん いち し おと てんじ ひつよう
(地下鉄)ホームでは階段の位置を知らせる音や点字ブロックが必要。
- ⑤ てんじ ふせつ せいび なんぼくせんあさぶえき
トイレまでの点字ブロックが敷設されていないところの整備 → 南北線麻生駅
- ⑥ てんじ どういつか ふせつ じゅんしゅ ふどういつ ぶぶん さつきゅう どういつか
点字ブロックの統一化した敷設の遵守(不統一な部分も、早急に統一化する)。
- ⑦ お あんぜんさく せいび
ホームに落ちないような安全柵の整備。
- ⑧ あんないず わ せいび
案内図を分かりやすいものに整備。
- ⑨ しょう しゃよう かいへいぼたん きんきゅうよ だ てんじ せいび
障がい者用トイレの開閉ボタンや緊急呼び出しなどに点字シールを整備する。
- ⑨ ちかてつしゃりょう くるま よう ふ
地下鉄車両に車イス用のスペースを増やす。

2) バスについて

- ① ていしょう ろせん じかんたい じょうほう くやくしょ ふくし
低床バス、ノンステップバスの路線や時間帯などの情報を区役所や福祉センターで
ていきょう
提供する。
- ② どうにゅう はたら
ノンステップバスの導入を働きかける。
- ③ りょう さい まいかいしょうがいしゃてちょう ていじ たいへん かんい けんとう
利用に際して、毎回障害者手帳の提示は大変。コピーや簡易カードなどの検討も
ひつよう
必要。
- ④ ない はんばい けんとう
バス内でもウイズユーカードを販売するよう検討する。
- ⑤ しかくしょう しゃ ふべん せいりけん かんりやくか
視覚障がい者には不便なバス整理券の簡略化。
- ⑤ てい おと てんじ はあく
バス停を音や点字ブロックで把握できるようにする。
- ⑥ うんでんしゅ きょういく ひつよう ほどう よ と
バス運転手の教育が必要 → 歩道にすり寄せて止める。
・ノンステップバスのスロープや車イス固定装置の扱いについて周知する。
くるま りょうしゃ たんどくじょうしゃ せいげん はたら
・車イス利用者の単独乗車を制限することがないように働きかける。

3) タクシーについて

- ・とうきかん もんだい けん ぞうがく ひつよう
冬期間の問題もあるためにタクシー券の増額が必要。
- ・きほんりょうきん ほじょ た りょうきん りょう
基本料金のみ補助ではなく、その他の料金にも利用できるものとする。

4) JR について

- ・わりびき たいしょうきより かくじゅう はたら ひつよう
割引の対象距離を拡充するよう働きかけが必要。

5) 全般、その他

- ① せいしんしょう しゃ きゅう しきゅう ふくしじょうしゃしょう かくじゅう
精神障がい者の1、2級に支給している福祉乗車証を3級まで拡充。
せつきょくてき かつどう けいど ひと たい けいざいてきほじょ ひつよう
→ 積極的に活動をしようとする軽度の人に対する経済的補助が必要。

- ② 交通機関を整備して、運行路線・回数を充実させる
- ③ 一般車両の中心部進入を時間で制限する。
→公共交通の利用呼びかけを行う。
- ④ 駅の近くに駐輪場を増やすことが必要。
- ⑤ 交通機関の誘導、案内表示等を分かりやすく。
- ⑥ 交通機関の評価制度の導入。
→利用者の視点から作成し、事業者の質向上を働きかける。
- ⑦ 福祉ウィズユーカードの高額カード化の検討。
→現状1000円券。しかし、使用の都度交換が必要で大変である。
- ⑧ その他
- ・敬老パス見直し案について
 - (1) 期限付き割引制度にする。
(1年間 10,000円、2カ月間 2,000円など)
 - (2) 利用範囲は従来どおり市内全域、回数など制限なし。
 - (3) 利用者の証明……市長(区役所発行)が証明した敬老手帳。
 - ・民間事業所等による移送サービス、あるいはS T S(スペシャル・トランスポート・サービス)を認知し、タクシー補助券使用を可能にする。
 - ・タクシー券とガソリンチケットの料金格差をなくす。また、両方で使える共通チケットの発行を検討する。

10. 社会参加への支援

1) 小規模作業所について

- ① 補助金の増額を行う。
→現状では、職員の安定につながらず、利用者も不安。
→緊急雇用対策制度を利用して障がい者の福祉的雇用と指導員への助成を行う。
→無認可作業所に対する補助金を新たに創設し支援する。
→医療的ケア介助者の配置に対する補助を行う。
- ② 販売できる場が少ない。区民センターなど公的な場の積極的活用も検討すべき。

2) バリアフリーについて

- ① 除雪について
→地下鉄駅周辺、区民センター、福祉センター周辺の除雪の充実。
→身体障害者福祉センター周辺のロードヒーティング等の整備が急務である。
- ② エレベーター、エスカレーターについて
→公共施設で2階以上の建物には、エレベーター設置を行う。

くに どう しせつ たい はたら
国や道の施設に対しても働きかける。

→エスカレーターは、下りの優先設置が必要。

くるま りようしゃ じょうげいどう
→車イス利用者の上下移動は、エレベーターの設置を基本として整備する。

③ 信号機について

しんしょうしゃ まえ おうだんほど うせん せんごう お
→身障者センター前の横断歩道は点字タイルがついて、信号もボタンを押すとすぐに変
わる。このタイプの普及が必要。

だいだんちゆうへん どうろ しんごう けんとう ひつよう
→もみじ台団地周辺の道路で、このタイプの信号の検討が必要。

おし いち さゆう せっち けんとう ひつよう
→押ボタンの位置が左右に設置できるよう検討が必要。

おし しきしんごう おんせいか
→押ボタン式信号の音声化。

④ 障がい者向けトイレについて

しょう しゃむ
→いつでも使えるようにロック(鍵)はしない。公共施設から実践すべき。民間施設にも
はたら
働きかける。

ひなんばしょ してい こうえん か はか
→避難場所に指定している公園トイレからバリアフリー化を図る。

⑤ 聴覚障がい者のバリア解消のために

こうきょうしせつ きんきゆう ばあい しゃ し でんこうけいじばん ひつよう
→公共施設には緊急の場合にろうあ者に知らせる電光掲示板が必要。

おお かいじょう しゅわつうやく じき など きき ひつよう
→大きな会場での手話通訳にはプロジェクターやパソコン、磁気ループ等の機器も必要。

きざい こうてき かいじょう ゆうせんてき せいび けんとう
これら機材を公的な会場から優先的に整備することを検討する。

しゅわつうやく さっぽろし しゅわつうやくはけんせいど
・手話通訳について(札幌市の手話通訳派遣制度)

ないよう たいしょうがい はばひろ りようしゃ こた ひつよう
内容によって対象外となる。幅広く利用者のニーズに応える必要。

ほんちょうきんむ せんじゅうしゅわつうやくしゃ みぶんたいぐう かいぜん きゅうむ
→本庁勤務の専従手話通訳者の身分待遇の改善が急務。

ようやくひっきせいど
・要約筆記制度について

ぜんこくじちたい ようやくひっきはけんじぎょう じょうほうまどぐちかいせつ
→全国自治体の要約筆記派遣事業の情報窓口開設。

ようやくひっきはけんじぎょう せいど けんとう
→要約筆記派遣事業バーター制度の検討。

どうないようやくひっき しょうざい ていけいせいど けんとう
→道内要約筆記サークル所在都市とのネットワーク提携制度の検討。

⑥ 視覚障がい者のバリア解消のために

じゃくししゃ かいだん わ きいろ あかいろ めじるし ひつよう
→弱視者に階段が分かるように→黄色や赤色の目印が必要。

てんじ ある いた ざいしつ けいじょう けんとう
→点字ブロックを歩いても痛くないものなど材質や形状を検討する。

ほどろ かんばん つうこう ししょう きょうせいてき てつきよ
→歩道の看板など通行に支障のあるものについて強制的に撤去する。

さっぽろし ふくしかんけい いんさつぶつ りようしゃ てんじ よ と き
→札幌市や福祉関係からの印刷物は、利用者によって点字または読み取り機(スピーチ

よう エスピー う き か ひつよう
専用)のSPコードを打ったものに切り替える必要がある。

こうにゆう さい ほじよせいど そうせつ けんとう
→パソコンの購入に際して補助制度の創設の検討。

げんざい ほんたい かつじ よ と ほじよ
現在、本体スキャナーで活字を読み取るソフトには補助がある。

しかくしょう しゃ まな ば ひつよう
視覚障がい者がパソコンを学べる場が必要。

ぎんこう エーティーエム けいしき つか しゃ
→銀行の A T M のテンキー形式がまちまちで使いづらい。また、ろうあ者には、トラブル
じ たす よ ほうほう
時に助けを呼ぶ方法がない。

づ しょうひん おお ひょうじほうしき けんとう てんいん きょういく ひつよう
→パック詰めの商品が多いので、表示方式の検討や店員の教育が必要。

⑦ 建築物、道路のバリアフリー

もうがっこう まえ りつきょうじたい さかみち きゅう ふゆ たいへん
→盲学校の前にある陸橋自体バリアになっている。また、坂道が急で冬が大変。

さっぽろ かいだん て せっち ひつよう
→札幌ドームの階段に手すりがないところがあるので、設置が必要。

ちかてつえき とお いち ろうじん など ばあい とちゆう もう など
→地下鉄駅から遠い位置に老人センター等がある場合には、途中にベンチを設ける等の
けんとう ひつよう
検討が必要。

ほどう しゃどう えんせき たか かいじよせき の お ひと
→歩道と車道の縁石が高すぎるので、タクシーや介助席から乗り降りをする人のために
えんせき けず ひつよう
も縁石を削る必要がある。

⑧ その他

くるま りようしゃ しかくしょう しゃ ほどう ちかてつしゅうへん お じてんしゃ こま
→車イス利用者と視覚障がい者には、歩道や地下鉄周辺に置いている自転車が困る。

じょうれい ばつそく もう とりしま きょうか
条例などで罰則を設けて取締りを強化する。

しょう しゃ けんせつ ぎろん
→障がい者スポーツセンターの建設についての議論してほしい。

しんせつ あつべつ か
→新設の厚別プールのバリアフリー化。

まちなか かんたん あんないちず ひつよう
→町中に簡単な案内地図が必要。

しせつにゆうしよしゃ はなし き けいちよう よ
→施設入所者の話を聞く傾聴ボランティアの呼びかけ。

しんぞうしっかん アイシーディー うえ こ がたじよさいどうき う こ ひと でんじは えいきょう
→心臓疾患で、I C D (植込み型徐細動器)を埋め込んでいる人は電磁波の影響を
う しょうてん とうなんぼうし でんじは
受ける。商店の盗難防止センサーも電磁波を出す。

そうむしょう ひょうじ しどう きょうせいりよく さっぽろし ひょうじ
総務省は、ステッカー表示の指導で、強制力はない。札幌市は、ステッカー表示の

ぎむづ せっちじょうたい じつたいちようさ てきせつ たいおう ひつよう
義務付けと設置状態の実態調査など適切な対応が必要。

じてんしゃりようしゃ わる きけん けいもう ひつよう
→自転車利用者のマナーが悪く危険。啓蒙が必要。

ちゆうしゃじょう しんしょうしゃゆうせんりよう こうかてき ひょうじ
→駐車場、エレベーターなど身障者優先利用の効果的な表示を。

そくしん しょう とうじしゃ たいせい きず ひつよう
→バリアフリー促進のために障がい当事者がチェックしていく体制を築く必要がある。

しょう しゃだんたい かつどうほじよきんせいど そうせつ
→障がい者団体への活動補助金制度の創設。

11. 教育支援

1) 看護師資格のある養護教諭の採用

いりょうてき ひつよう じどう たいおう かんごししかく ようごきょうゆ ひつよう
医療的なケアが必要な児童の対応に看護師資格のある養護教諭が必要。

げんじよう かぞく ふたん
→現状では、家族に負担がかかっている。

ようごがっこう
2) 養護学校について

しりつようご しんせつ
① 市立養護の新設。

さっぽろきんこう こうとう ようごがっこう すく しがい い え
札幌近郊には(高等)養護学校が少なく、市外へ行かざるを得ない。

ようごがっこう きょういく なか しゃかい で せいかつ ぎじゅつ おし ひつよう
② 養護学校の教育の中で社会に出て生活する技術も教える必要がある。

とうごうきょういく
3) 統合教育について

とうごうきょういく ひつよう
① 統合教育は必要である。

ようごぎむ か ぶんり しょう しゃはいじよ
・養護義務化=分離が障がい者排除につながっている。

ふつうがっこう まな しょう こども しえん ひつよう
・普通学校で学ぶ障がいのある子供たちへ支援が必要。

がっこう か せっきょくてき すす
・学校のバリアフリー化も積極的に進める。

とうひょうじよ ひなんばしよ ゆうこう きのう
投票所や避難場所としても有効に機能する。

がっこう ふつうがっこう とうごう じ しゅわ かんきょう ほしよう
② ろう学校の普通学校への統合は、ろう児への手話によるコミュニケーション環境が保証

されることが必要。

だいがく しんがく しゃ じゅぎょう たいせい ひつよう
・大学へ進学したろうあ者の授業をサポートする体制が必要。

けいもう
4) 啓蒙

しょう しゃ こうし ふつうがっこう せっきょくてき よ けいもう
① 障がい者を講師として普通学校へ積極的に呼ぶことで啓蒙につながる。

じゅうたくしえん
12. 住宅支援

しえいじゅうたく
1) 市営住宅について

しょう しゃ たいおう じゅうたく ふそく
① 障がい者に対応している住宅の不足。

ちゅうせんほうほう ゆうせんわく けんとう ひつよう
② 抽選方法と優先枠の検討が必要。

てんよう けんとう
③ グループホームへの転用の検討。

にゆうきよほしようにんせいど そうせつ
2) 入居保証人制度の創設

いっばん ちんたいじゅうたく か さい ほしようにん さっぽろし とく せいしんしょう しゃ むずか
一般の賃貸住宅を借りる際の保証人として札幌市がなる。特に精神障がい者が難

しいので、関係当事者団体と協議して保証する。

ぞうせつ
3) グループホームの増設

しせつ
13. 施設サービス

しよくぎょうくんれん おこ そうごうてき しせつ ひつよう
1) リハビリと職業訓練を行なう総合的な施設が必要

りようごしせつ しんせつ こうせいろうどうしよう よくせい ほうこう
2) 療護施設の新設←厚生労働省は抑制の方向

ちいき う ざら じゅうたく ふそく
① 地域には受け皿となるサービスや住宅が不足している。

かぞく こうれいか
② サポートしてくれる家族の高齢化。

りようりょう げんめん
3) ショートステイの利用料の減免について

4) デイサービスの充^{じゅうじつ}実について

① デイサービスで自家用車での通所^{じかようしゃ つうしょ みと}が認められないところがあるので、検討^{けんとう ひつよう}が必要。

5) 施設訓練等支援費^{しせつくんれんとうしえんひ}について

70歳以上が施設訓練^{さいいじょう しせつくんれんなど つうしょくんれん}等で通所訓練^{さい ひつようけいひ}する際に、必要経費^{にちようひんひ}である日用品費^{たい けいひ}に対する経費^{しきゅう げんがく}の支給^{けっか}が減額^{りようしゃ ふたんぞう}され、結果として、利用者^{かいぜん}の負担増^{けんとう}につながる。この改善^{かいぜん}についての検討^{けんとう}が必要^{ひつよう}。

6) 第三者委員会^{だいさんしゃいいんかい}の設置^{せっち}

法人形式^{ほうじんけいしき}を問わず設置^{とせっち}し、利用者^{りようしゃ}の苦情^{くじょう}などに当たる必要^{あひつよう}がある。

14. 権利擁護システム^{けんりようご}(相談・支援^{そうだん しえん})の構築^{こうちく}

障がい当事者団体^{しょう どうじしゃだんたい}、弁護士会^{べんごしかい}、司法書士会^{しほうしょしかい}、社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}及び行政^{およ ぎょうせい}等がネットワークを構築^{こうちく}し、障がい者の権利擁護推進体制^{しょう しゃ けんりようごすいしんたいせい}の確保^{かくほ}をすることが必要^{ひつよう}である。

15. その他^た

1) 家族への支援^{かぞく しえん}(レスパイトサービス)について

障がい者を抱える家族への支援^{しょう しゃ かか かぞく しえん}と将来^{しょうらい}に対する不安^{たい ふあん}で疲れている。

家族も福祉^{かぞく ふくし}について学び^{まな}、リフレッシュできる場^ばが必要^{ひつよう}。

2) 身障手帳^{しんしょうてちょう}について

① 定期的^{ていきてき}に新しいものを交付^{あた}。← 現状^{こうふ}は、希望者^{げんじょう}に再交付^{きぼうしゃ}している。

→ カード式^{しき}なども検討^{けんとう}を。

② 障がい等級^{しょう どうきゅう}の変更^{へんこう}について

等級^{どうきゅう}の変更^{へんこう}を行なう際には本人^{おこ}へ周知^{さい}が必要^{ほんにん}。

③ 身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしゃてちょう}の障害名^{しょうがいめい}の記載内容^{きさいないよう}により本来^{ほんらい}受けられるサービス^うが、受けられない実態^{じったい}がある。札幌市^{さっぽろし}は、独自の裁量^{どくじ}でサービスの格差^{さいりょう}が生まれないように対応^{かくさう}する必要がある^{たいおう}。

3) インターネット、携帯電話^{けいたいでんわ}を通じて各種情報^{かくしじょうほう}の提供^{ていきよう}を。

→ 通信コスト^{つうしん}の補助^{ほじょ}や割引^{わりびき}の実施^{じっし} ← すでに各通信事業者^{かくつうしんじぎょうしゃ}が実施^{じっし}。

4) シルバー人材センター^{じんざい}で障がい者^{しょう}が活動^{しゃ}することができない^{かつどう}。

→ 対応^{たいおう} 市社協ボランティアセンター^{ししゃきょう}で登録ボランティア^{とうろく}がある。

5) その他^た

・ 障がい者を対象^{しょう}としたコンサート^{しゃ}や、障がい者の作品^{たいしょう}を集めた美術展覧会^{しやう しゃ さくひん}を行い^{あつ}たい。